

山下医科器械株式会社に「えるぼし」認定通知書交付

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）」に基づく「えるぼし認定」を行いました。

福岡労働局（局長 野澤 英児）では、山下医科器械株式会社を認定（平成30年1月12日付け）し、平成30年1月30日、当局で交付式を実施いたしました。

山下医科器械株式会社の認定段階は「3」で評価項目すべてを満たしています。



えるぼし認定マーク（3段階目）

※えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく認定の愛称を「えるぼし」認定とし、星の数で要件を満たしている評価項目の数（5つ全てを満たしている場合は★3つ、3つ又は4つであれば★2つ、2つ以下であれば★1つ）、「える（L）」は、Lady（女性）、Labour（働く、取組む）、Laudable（賞賛に値する）などの意味とエレガントに力強く活躍する女性をイメージ、「円」は企業や社会をイメージし、マークの色も認定段階で異なります。



認定通知書交付式の様子

（平成30年1月30日）